

新宿区教育委員会会議録

令和5年第6回定例会

令和5年6月1日

新宿区教育委員会

令和5年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年6月1日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時05分

場 所 新宿区役所5階大会議室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代	委 員	鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主任 査 査	林 竜 佑	教育調整課 係 係	大 原 颯 人
-----------------	-------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 19 号議案 新宿区職員の高齢者部分休業に関する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 20 号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 21 号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 4 第 22 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 23 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 第 24 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 第 25 号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 第 26 号議案 令和 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 3 号）（案）に関する意見について
- 日程第 9 第 27 号議案 令和 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 4 号）（案）に関する意見について
- 日程第 10 第 28 号議案 令和 5 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

報告

- 1 令和 4 年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について（教育指導課長）
- 2 新宿区立図書館（地域図書館 9 館）の指定管理者の選定について（中央図書館長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、鴨川委員にお願いいたします。

- ◎ 第19号議案 新宿区職員の高齢者部分休業に関する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第20号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第21号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ◎ 第23号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第25号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第26号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について
- ◎ 第27号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について
- ◎ 第28号議案 令和5年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第19号議案 新宿区職員の高齢者部分休業に関する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第20号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第21号議案 新宿区職員の退職手当

に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第4 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第5 第23号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第25号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する条例の一部を改正する規則」、「日程第8 第26号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について」、「日程第9 第27号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について」、「日程第10 第28号議案 令和5年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第19号議案から日程第7 第25号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第8 第26号議案及び日程第9 第27号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第10 第28号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第26号議案及び第27号議案は、令和5年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第26号議案及び第27号議案を、非公開による審議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 御異議ございませんでしたので、第26号議案及び第27号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁につきましては、着座にてお願いをいたします。

それでは、初めに第19号議案から第25号議案の説明を一括して、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、「第19号議案 新宿区職員の高齢者部分休業に関する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、高齢者部分休業を導入するため、新たに条例を制定し、その内容や手続などの必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案にございます制定文を御覧いただけますでしょうか。

内容といたしましては、まず第1条に条例の趣旨について、そして第2条には高齢者部分休業の承認等として、承認の単位や取得可能な期間について定めております。

第3条では、承認の取消し、または休業時間の短縮として、部分休業している職員に対する承認取消しや、休業時間の短縮についての要件を定めています。

第4条では、休業時間の延長について、第5条では、裏面にかけて、職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について、そして第6条では、規則への委任についてそれぞれ定めているものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日となります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第19号議案の提案理由です。

新宿区職員の高齢者部分休業に関する条例の制定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第20号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、高齢者部分休業の導入、先ほどの第19号議案で御説明した内容になりますが、この導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案にございます新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、部分休業の承認について定めている第14条におきまして、部分休業が承認されている1日につき2時間から減じる休暇に、新たに高齢者部分休業を追加するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日です。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、第20号議案の提案理由です。

新宿区職員の育児休業等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第21号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」御説明いたします。

こちらの議案概要を、まず御覧ください。

本議案は、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関して、所要の改正を行うものでございます。

議案の新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、まず第1に、職員が死亡により退職した際の退職手当の支給を受ける遺族の範囲及び順位を定めている第4条につきまして、パートナーシップ関係の相手方を新たに加え、配偶者と同等の取扱いとするものでございます。

次に、失業者の退職手当を定めております第13条につきまして、公共職業訓練等を受けるため、別居して寄宿する場合の寄宿手当とその際の移転費の要件について、パートナーシップ関係の相手方を新たに加え、親族に内包される配偶者と同等の取扱いとするものでございます。

本条例の施行期日につきましては、公布の日になります。

議案文にお戻りいただきまして、第21号議案の提案理由です。

新宿区職員の退職手当に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要をまず御覧ください。

本議案につきましても、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関して、今回、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、扶養手当に関して定めています第11条におきまして、扶養手当の支給に係る扶養親族に、パートナーシップ関係の相手方を新たに加え、配偶者と同等の取扱いとするものです。

次に、附則についてですが、本条例の施行期日は公布の日になります。また、附則の第2項で新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年新宿区条例第30号）を改正いたします。これは、この附則の改正内容について、今回の条例改正と同様に、所要の改正が必要となるためでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第22号議案の提案理由です。

パートナーシップ関係に係る給与の取扱いを定めることに伴い、所要の改正を行う必要が

あることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第23号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらも一旦、議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、パートナーシップ関係の定義について、所要の改正を行うものとなっています。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、パートナーシップ関係の定義を条文中に含んでおります第8条、それと2ページでございます第8条の2、3ページの第8条の4及び4ページでございます第23条におきまして、パートナーシップ関係の定義における「配偶者」に相当する任命権者が認める二者間の関係について、文言を配偶者から「婚姻関係」とする規定の整備を行うものでございます。また、併せて法制執務上の文言整理も行っております。

施行期日は、公布の日になります。

なお、本議案には、特記事項が付されております。

第22号議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認の得たときに成立するというものでございます。

それでは、議案文1枚目にお戻りいただきまして、第23号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案につきましても、先ほどの第23号議案と同様、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関して、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表、今回は様式の改正となります。1枚おめくりいただきますと、新旧の様式をおつけしてございます。

改正内容といたしましては、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正により、扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える改正を行ったことに伴い、届出に

使用する扶養親族届の様式中、用紙の右側のほう、やや上段部分にございますが、配偶者の有無の欄、ここの配偶者の文言を「配偶者等」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日になります。

なお、本議案につきましても、第23号議案と同様、特記事項が付されておりまして、第22号議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するというものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第24号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、最後「第25号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案も、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、住居手当の支給範囲を定めています第2条につきまして、公舎等の要件における、条文上の「家族」を「世帯の構成員」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日です。

また、本議案に関しましても、第24号議案と同様、特記事項が付されており、第22号議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

議案文にお戻りいただきまして、第25号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これより順次審議を行ってまいります。

まず、第19号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見等ないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

こちらもよろしいでしょうか

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見などないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

○山下委員 では、1つよろしいでしょうか。パートナーシップ関係に関して、昨今、物凄い勢いでいろいろ法案が変わっていると思うのですが、今回の議案は新宿区の職員についてということで、また、この後の議案で幼稚園教諭のことも出てくるとは思いますが、それ以外の一般の教職員も同じように変わっていくのでしょうか。

○教育調整課長 今回、御提案させていただいている議案につきましては、区の職員については、区長部局のほうで実施します。そして、教育委員会所管の幼稚園教育職員についての条例であるとか規則改正を今回提案させていただいておりますが、小・中学校等における教職員につきましては、東京都のほうで対応がなされるものと考えております。

○山下委員 タイミング的には同じように進んでいるのですか。1年ずれたりとかはせずに、同じように改正されていくのですか。

○教育調整課長 東京都の職員については、すでに同様の内容の改正がなされているものと把握しております。

○山下委員 わかりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見などないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

パートナーシップ関係の議案が続いておりますが、先に議論されておりますので、特段ないということよろしいでしょうか。

[はいの発言]

○教育長 第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第24号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 こちらも特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第25号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

○教育長 次に、第28号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第28号議案 令和5年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」御説明いたします。

お手元の議案をおめくりいただきまして、実施方針を御覧ください。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年度実施をしているものでございます。

まず、1の実施の目的ですが、2点ございます。

1点目は、この点検及び評価を通して課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ること、2点目は、結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るものでございます。

2の点検評価の対象につきましては、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業が対象となります。

次に、3の実施方法です。(1)から(3)に記したように、今回の点検及び評価は、令和4年度、つまり前年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すもので、学識経験者の意見を聴取した上で実施をいたします。そして、例年どおり10月の教育委員会定例会において報告書を御審議いただき、決定されたものを翌年度の事業の実施方針及び予算見積書に反映していくものでございます。また、報告書につきましては、教育委員会で決定後、区議会へ提出し、区民へも公表してまいります。

これらの根拠法令につきましては、下記に記載のとおりとなっております。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第28号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第28号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見などないようですので、討論及び質疑は終了といたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了といたします。ありがとうございました。

◆ 報告 1 令和 4 年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について

◆ 報告 2 新宿区立図書館（地域図書館 9 館）の指定管理者の選定について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 から報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告 1、令和 4 年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について、御説明をいたします。

お手元 A 3 の資料を御覧ください。

調査対象は、小学校は 2 年生から 6 年生の国語と算数、中学校は 1 年生から 3 年生まで、国語、数学、社会、理科、英語の 5 教科となっております。

左上、分析項目の説明をいたします。

初めに、正答率。正答率とは、全設問に対し、児童・生徒が正答した割合を示したものでございます。

続きまして、総合偏差値。全国の数値を 50 を基準にして、正答率、問題の難易度などを参考にし、各教科の総合的な偏差値を示したものでございます。いわゆる偏差値というものでございます。

目標値。設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示した値。難易度が高い問題ほど目標値の設定が低くなっております。こちらは業者のほうを設定したものでございます。

基礎・応用。各教科の問題について、設問内容を基礎的な問題と応用的な問題とに分類したものでございます。

それでは、結果について、まず小学校から御説明をいたします。

横のほうにいただきましたしまして、小学校全体表 1 は、全ての学年で教科総合偏差値は 50 を上回り、そのお隣を見ていただきましたまして、全体表 2、正答率は全国の平均を上回っている

状況でございます。

その下の目標値は、先ほど申しました業者が設定しているものでございます。

次に、教科別の状況でございます。

そのすぐ下にある小・中学校共通の改善策については、後ほど説明をさせていただきます。

初めに、小学校国語の結果を説明いたします。

全体表3、4を御覧ください。真ん中の辺りになります。

観点別正答率、問題を基礎と応用とで分けた際にも、全国の数値を上回っている状況でございます。

特筆すべき単元及び問題について分析した結果、間違った慣用句を選ぶ問題を見ると、全国の数値を16.2%上回っている状況です。これは高い数値だと認識しております。これは、デジタルドリルなどを活用し、日頃から漢字や熟語なども含め、慣用句などについて、習慣的に学んでいることで定着が図れている様子が見えます。

今後に向けては、課題としてポツの3つ目、一部の児童が未定着な領域などについて前学年の単元などをデジタルドリルや調査結果に基づき個別指導を充実させることや、その下のポツの4つ目、「書くこと」や「聞くこと」などにおいて課題のある児童は、日本語の習熟に課題のある場合などもあり、各校で適切に対応を進められるようにしてまいりたいと考えております。

下にいただきまして、次に算数です。

こちらも国語同様、全国の数値を上回っている状況でございます。分析した結果、イラストの物差しから、物の長さを読み取る問題は、全国の数値を4.6%下回っている状況です。

日頃から実物、日用品を測ることなどに触れ、目盛りを読む機会の確保も必要だと考えております。

今後に向けましては、単元によって苦手を感じている児童には、個別に習熟に合わせた指導を継続的に行うことが必要です。

また、未定着な部分に関しましては、単元の振り返りや、繰り返しドリル教材等を活用するなど、習熟を図ることが大切だと考えております。

1枚めくっていただきまして、次に中学校でございます。

上段、全体表の5、6を御覧ください。

全体表5の教科総合偏差値は、国語、数学、英語は、全ての学年で50を上回っておりますが、社会については全学年、理科については1年生と3年生が教科総合偏差値50を下回りま

した。そのお隣、全体表 6 の正答率も同様に、国・数・英語は全学年、理科は 2 年生のみが全国の正答率を上回っている状況です。社会科は全学年、理科は 1 年生と 3 年生が全国の数値を下回っている状況でございます。

各教科の御説明をいたします。

まず初めに、国語です。こちらの資料は、各教科、表の縦が国語、数学、英語、社会、理科を見ていただき、横の結果、データ、改善策例となっております。

順に説明をさせていただきます。

まず、国語でございますが、真ん中辺りにあるデータ、全体表 7 を御覧ください。

観点別正答率は、1 学年の知識・技能以外は、全国の数値を上回っております。また、その下の基礎・応用、全体表 8 の問題も全国の数値を上回っております。隣の問題を分析した結果、解説文から筆者の主張理由を選択する問題では、全国の数値を 7.8% 上回っております。日頃から授業内でキーセンテンス、ポイントをチェックし、筆者の主張を正確に読み取れるような授業方法などを行っている結果が出ております。

改善策例として、ポツの 2 つ目を御覧ください。

「書くこと」や「聞くこと」などの領域別でも大きく全国の数値よりも低いという状況はありませんが、個別の問題を分析すると、「漢字の書き取り」や「同じ部首を選択する問題」などに課題が見られました。今後も、家庭学習などの改善を図るなど、漢字の読み書きで成果を上げていることから、ドリル教材等も活用し、今後も各校で継続的な指導が必要であると考えております。

同様に、数学でございます。

データから見る状況におきましては、全学年で全国の数値を上回っております。また、問題の傾向を基礎・応用とで分けた際も、こちらも全国の数値を上回っている状況でございます。

問題について分析した結果、直線上の 2 点から等しい距離を作図により示す問題においては、全国の数値を 11.6% 上回っている状況です。これは ICT 機器を利活用し、作図のイメージをもてるように指導が工夫されたことの成果が現れております。

改善策例として、ポツの 2 つ目、数量や図形などの領域別でも大きく全国の数値よりも低いという状況はありませんが、個別の問題を分析すると、「図形の移動」がほぼ全国の数値と同様であることから、こちらも ICT 機器を利活用して、空間的な認識についてより生徒がイメージをもてるような指導が必要であるとと考えております。

次に、英語です。

こちら表の真ん中、観点別、基礎・応用、全体表7、8を御覧ください。

観点別正答率においても、こちら全学年で全国の数値を上回っている状況です。また、基礎・応用とで分けた際にも、全国の数値を上回っている状況です。

問題について分析した結果、会話文から、会話の内容に合うように英作文をつくる問題について全国の数値を13.6%上回っております。これは日頃から会話を中心として英語に親しむことや、英作文、文法、熟語の指導についても、各校が丁寧に取り組んでいる様子が見え、うかがえます。

改善策例といたしましては、「書くこと」や「聞くこと」などの領域別でも全国の数値を上回っている状況です。

ポツの2つ目を御覧ください。個別に問題を分析すると、「語順整理」の問題で一部課題が見られたことから、英語に苦手を感じている生徒は、特に文節や文の流れについて課題を感じている場合も多く、こちらは習熟度別指導等を生かし、個別の指導を継続的に進めていくことが必要と考えております。

続きまして、社会です。

こちらは、正答率においても知識・技能では全学年で全国の数値を下回っている状況でございます。

問題を基礎、応用とで分けた際にも、1・2年生で全国の数値を下回っております。3年生の応用は上回っている状況でございます。

問題について分析した結果、歴史語句のカードに合う日本の様子を選択する問題について、全国の数値を12.1%下回っております。より正確に、語句や時代の特筆すべきポイントを学ぶ必要があると考えます。

「地理」や「歴史」などの領域別でも、歴史は全学年下回っている状況でございます。個別の問題を分析すると、「正しい用語」「時代の流れ」の問題で課題が見られました。授業のみならず、家庭学習などにおいても用語を身に付けること、授業内でも歴史の流れや時代背景を追うポイントの整理を行う指導が必要と考えます。

次に、理科です。

一番下の基礎・応用を御覧ください。

問題の傾向を基礎・応用とで分けた際には、第1学年においては全国の数値を下回っていますが、第2学年は全国の数値を上回っている状況でございます。

特筆すべき単元及び問題について分析した結果、1年生の問題で、上方置換法でアンモニアを集める理由について答える問題は、全国の数値を11.0%下回っている状況です。これは、実験によって実物に触れ、実験方法や安全に関する知識や技能を正しく身に付けていくなど、実験及び観察の時間をしっかり確保する必要があると考えます。

改善策例として、特に「生物」の領域では、全学年課題があり、個別の問題を分析すると、「果実」「植物」の問題で課題が見られました。ICT機器を活用しつつ実物に触れる機会を増やすなど、植物の種子や果実の変化状況などを把握すること、また、観察・実験は仮説を立てて実際に実験・観察を行い、結果を受け分析と考察を行うという授業展開が必要と感じております。また、このことを通して生徒自身が自ら興味・関心を持つことができるようにするなど、授業の工夫が必要と考えます。

最後に、全体の改善策でございます。1枚目に戻っていただいて、小・中学校共通の改善策を御覧ください。

1点目は、下位層の割合の高い学年は、習熟度別指導に加えて、家庭学習の定着や学習の基本である読書活動の充実に取り組むなどの下位層の底上げを図ります。

2点目、本結果を様々な視点から各校で分析し、学力向上のための重点プランを現在、各校で作成していただいております。こちらをもって授業改善を図ってまいりたいと思っております。

3点目は、本調査で明らかになった課題をタブレット端末により個別にデータで分析します。デジタルドリルなどの活用を図り、家庭学習の提示につなげていきます。

最後、4点目です。家庭学習においては、個々の課題に応じた課題を示し、個別最適化した学びを保障します。デジタルドリルの活用をはじめ、苦手な教科の克服に努めていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○中央図書館長 報告の2番目でございます。新宿区立図書館（地域図書館9館）の指定管理者の選定についてでございます。

まず1番目の指定管理対象施設及び指定期間でございますが、指定対象施設につきましては、記載のとおり地域館の全9館となっております。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から5年間ということです。

選定評価委員会の設置でございますが、指定管理者となるべき団体の候補団体選定評価委員会を設置いたします。

なお、構成委員は、記載のとおりでございます。

3の選定方針でございますが、地域や図書館の特性に応じた運営を行うため、1館ごとに公募を行います。また、1事業者3館までに制限をいたします。こちらにつきましては、多数の事業者の参入を可能にするとともに、事業者間の競争を促して、さらなるサービス向上と運営の効率化を図るためでございます。

また、共同事業体で応募する場合も、構成する1つの企業ごとに3館までとなっております。

4の選定基準でございますが、新宿区立図書館条例第9条によるもので、(1)から(5)の記載のとおりでございます。

5のスケジュールでございますが、A3の別紙を御覧いただければと思います。

まず、上から3段目、応募団体への対応というところですが、指定管理者の公募につきましては、6月15日の広報新宿に掲載をいたします。同日に区の図書館ホームページに掲載をいたします。募集要項などの配布、閲覧は6月15日から7月15日まででございます。6月21日に応募団体への説明会、22日と28日に9つの図書館の見学会を行いまして、締切りは7月15日ということです。

また、この上から2段目の選定評価委員会でございますが、6月5日から7日に選定委員の現地見学会を行う予定でしたが、現在、6月下旬で調整をしているところです。その右にいきまして、8月22日に第1回評価、9月5日から11日までで第2回評価を行いまして、最終日の9月11日に公募団体を選定いたします。

教育委員会の選定結果の報告につきましては、11月2日を予定してございます。

その後、文教子ども家庭委員会への報告、区議会による指定管理者指定議決などを経て、令和6年4月の指定管理者による管理運営を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○**山下委員** では、1つよろしいでしょうか。今回の学力調査で、この結果に合わせて、タブレットでデジタルドリルがその子に合わせてできるということですが、これはもう既に実施されているのでしょうか、それともこれからということでしょうか。もし実施されているのであれば、その手応えなどがあれば教えてください。

○**教育指導課長** 本学力調査は既に年度末に終了しておりまして、その結果の分析や、どうい

ったところが課題かといったことが明確にA Iで出ております。それを受けて、実際に学校は、個々のどこが課題かといったものも明確に示されておりますので、それを受けて学習している状況でございます。

○**山下委員**　すでに実施されているのですね。分かりました。子どもたちの反応は何かありますか。

○**教育指導課長**　家庭での様子というのは把握はしておりませんが、先生たちの様子からは、A Iの判断ではありますが、子どもたちの実態がよく分かり、宿題の出し方ですとか、授業の展開の仕方などについて、非常に参考になったと聞いております。

○**山下委員**　では、よかったです。ありがとうございます。

○**教育長**　ほかにいかがでしょうか。

○**鴨川委員**　非常に丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。多くの教科、領域で全国を新宿区が上回っているという点がよく分かって、勉強になりました。

特に教えていただきたいといいますが、少し意見も含めてなのですが、小学校算数の定着度が二極化しているというお話があったかと思えます。私の息子も二極化のどちらかという下位層に位置するもので、非常に大変な思いをしているところです。二極化のその下位層を底上げするのに教員の人的なリソースがやはりすごく大事であると思えますが、習熟度別の指導をするに当たって、先生の数が足りていないのではないかという思いでおります。担任の先生をようやく確保できている状況で、習熟度別の指導に当たる先生まで確保するのはなかなか難しいのではないかと思います。そのあたりを教えていただきたいのと、支援員をつけなければいけないような配慮を必要とする子どもたちにとってみると、その支援員をつけるまでの時間がすごく長くて、どうしても手続上時間がかかる部分はあるかとは思いますが、そういったことから下位層は下位層のままでいなければならないような状況もあるような気がしております。そのあたり、特に小学校の算数ですごく二極化の傾向が出ているようですので、教員の人的なリソースがどのようにこれから確保できていくかということも含めて教えていただきたいです。お願いいたします。

○**教育指導課長**　まず1点目の教員の質と、下位層の子どもたちにどう学びを保障するかという件についてです。

こちらにつきましては、習熟度別指導というのは東京都から加配という形で授業を展開しているところです。人が足りない状況につきましては、昨年は担任が足りないという状況があったのですが、現在はそういった状況はありません。授業の内容については、少人数で手

厚く指導ができるということで、先ほど申しましたA Iを活用して、教員が丁寧にその子どもの課題に応じた個別最適化した指導ができていると認識しております。

ただ、下位層の子どもたちには、その問題の解き方ですとかやり方といったところが大きな課題だということも認識しております。数字を公式や定義に当てはめて、ただ解答することではなく、先ほど紹介した、グラフですとかいろいろな問題については、I C T機器を活用しながら、または具体物を示しながら授業を展開していくことが求められます。下位層の引上げは難しく、その子どもの課題というのは様々でありますので、個別最適化した学びを保障できるように努めていきたいと思っております。

次に、支援員を配置するまでの時間についてでございます。学校でも、また教育委員会でも、大変苦慮しているところです。区でも退職校長ですとか、あるいは地域の人材をどのように生かすかといった、工夫はいろいろと考えているところです。全体の分母といいますか、人材がなかなかいないといったことは認識しつつも、今後も粘り強く、区内だけでなく、広く区外に出た元退職校長ですとか、いろいろな方々にネットワークを広げて探していきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○鴨川委員 はい、ありがとうございます。御尽力や御努力に敬意を表しております。ありがとうございます。

○教育長 ほかに御意見などいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告2の質疑を終了といたします。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3のその他ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

以上で、報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時05分閉会